

人事委員会年報

令和5年度

福島県人事委員会

目 次

第 1 委員会運営関係業務	1
1 人事委員会の運営	1
(1) 人事委員会の委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
第 2 総務関係業務	9
1 保有個人情報の開示等の状況	9
2 公文書の開示状況	9
3 条例案に対する意見の提出	10
4 総務関係規則等の制定・改廃状況	10
第 3 任用関係業務	11
1 職員採用候補者試験の状況	11
第1表 採用候補者試験の実施日程	11
第2表 採用候補者試験の実施結果	12
第3表 採用候補者試験の受験資格	13
2 採用選考の状況	15
第4表 令和5年度における採用選考の状況	16
3 募集広報活動等の状況	18
4 任用関係規則等の制定・改廃状況	19
第 4 給与関係業務	20
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	20
2 給与関係規則の制定・改廃状況	29
第 5 勤務条件関係業務	31
1 勤務条件の実態	31
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況	41
第 6 労働基準監督関係業務	42
1 労働基準法による事業区分の決定	42
2 職権行使の実績	44
第 7 公平委員会受託業務	46

第 8	公平審査関係業務	47
1	勤務条件に関する措置の要求	47
2	不利益処分に関する審査請求	48
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	49
第 9	人事行政相談業務	50
1	人事行政相談業務の概要	50
2	人事行政相談の状況	50
第10	職員団体関係業務	51
1	職員団体の登録の状況	51
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	54
第11	そ の 他	57
1	事務局の組織及び分掌事務	57
2	事務局職員名簿	58
3	諸会議の開催状況	58

第 1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年 7月20日 委員就任 令和 3年 7月20日 委員再任 [委員長就任] 令和元年 8月20日～令和 3年 7月19日 令和 3年 7月20日～現在	(現)会社役員
委員	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年 7月23日 委員就任 令和 4年 7月23日 委員再任	(現)福島大学名誉教授 (現)(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構副理事長兼福島県男女共生センター館長
委員	おおみね ひとし 大峰 仁	令和元年 7月16日 委員就任 令和 5年 7月16日 委員再任	(現)弁護士

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は24回(定例会20回、臨時会4回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総括

(単位:件)

議案件数						協議	報告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公平 審査	条例案に 対する 意見	その他	小計				
19	34	9	4	5	71	7	17	27	122

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
5.4.18	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について</p> <p>第 2 号 令和 5 年度に実施する採用試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 3 号 令和 5 年度に実施する採用試験又は区分試験に係る教養試験及び専門試験の出題分野について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談の実績等について</p> <p>2 令和 5 年度福島県警察官(警察官 A)採用候補者試験(第 1 回)の受験申込状況について</p> <p>3 令和 5 年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和 4 年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p>
5.4.26	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 不利益処分についての審査請求の却下について</p> <p>第 2 号 令和 5 年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木(先行実施枠))第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和 4 (審) 第 1 号事案の進捗状況について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
5.5.25	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特別休暇の取扱いについて</p> <p>2 令和 5 年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
5.6.6	第 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 令和 5 年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木(先行実施枠))の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 令和 5 年度福島県警察官(警察官 A)採用候補者試験(第 1 回)第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣等の実績について</p> <p>2 解雇予告除外認定の専決処理について</p>
5.6.20	第 5 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第 2 号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
5.6.27	第 6 回 臨 時 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 令和 5 年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 令和 5 年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 4 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 5 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 6 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 7 号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>第 8 号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和 4 (審) 第 1 号事案第 1 回口頭審理の結果について</p>
5.7.25	第 7 回 定 例 会	<p>(協 議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>(報 告)</p> <p>1 暫定再任用の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
5.8.16	第8回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和5年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 令和5年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 職員の採用選考の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p> <p>2 令和5年人事院勧告等の概要について</p> <p>3 令和5年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について</p> <p>4 委員会等の開催日程について</p>
5.9.6	第9回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 選考により採用する職員の職を定める件の一部改正について</p> <p>(協議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告)</p> <p>1 令和5年度福島県警察官(警察官A(第2回)、警察官B)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>2 令和5年度福島県職員(資格免許職・高校卒程度・民間企業等職務経験者)及び福島県市町村立学校栄養・学校事務職員採用候補者試験の受験申込状況について</p>
5.9.11	第10回定例会	<p>(協議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p>
5.9.21	第11回臨時会	<p>(協議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p>
5.9.26	第12回臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>第2号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
5.10.2	第13回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和5年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 令和5年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 令和5年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 令和5年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 令和5年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第6号 令和5年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 裁決に対する再審請求について</p>
5.10.18	第14回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和5年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(協議)</p> <p>1 裁決に対する再審請求の却下について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p> <p>2 令和5年度委員公所調査の訪問先等について</p>
5.11.7	第15回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 裁決に対する再審請求の却下について</p> <p>第2号 令和5年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 令和5年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 令和5年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 令和5年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 令和5年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>2 人事委員会勧告の全国状況について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
5.11.29	第16回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>第2号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名について</p> <p>第3号 令和5年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 令和5年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)の合格者の決定について</p> <p>第5号 令和5年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(協議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>(報告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p> <p>2 特例業務による超過勤務命令実績について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
5.12.12	第17回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 試験制度の見直しについて</p>
5.12.15	第18回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p>
5.12.26	第19回 臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 不利益処分についての審査請求の却下について</p> <p>第2号 不利益処分についての審査請求の却下について</p> <p>第3号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第6号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6. 1. 25	第 2 0 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について 第 2 号 令和 6 年度福島県職員等採用候補者試験の実施について 第 3 号 特定任期付職員の採用について (その他) 1 合否判定基準について 2 令和 6 年度事業計画について 3 委員会等の開催日程について
6. 2. 15	第 2 1 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について 第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 第 4 号 令和 6 年度に実施する県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用候補者試験の試験種目について 第 5 号 令和 6 年度に実施する警察官採用候補者試験の試験種目及び教養試験の出題分野について 第 6 号 勤務延長の期限の延長承認について
6. 2. 22	第 2 2 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員の採用選考について (その他) 1 委員会等の開催日程について
6. 3. 13	第 2 3 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 福島県人事委員会事務局組織規則の一部改正について 第 2 号 福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正について 第 3 号 職員の採用選考について 第 4 号 一般職の任期付職員の採用について (その他) 1 令和 4（審）第 1 号事案の進捗状況について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6. 3. 27	第 2 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の採用選考について</p> <p>第 2 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 5 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 6 号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>第 7 号 特勤勤務手当等に係る支給対象現場事務所について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和 5 年度労働基準監督機関としての臨検の実施結果について</p> <p>2 令和 6 年度福島県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和 6 年度福島県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用候補者試験の 1 次合格決定適正倍率について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>

第2 総務関係業務

1 保有個人情報の開示等の状況

(1) 保有個人情報の開示の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、令和5年度に行った保有個人情報の開示状況は、次のとおりである。

福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験に係る試験結果 1件
 福島県警察官（警察官B）採用候補者試験に係る試験結果 4件

(2) 受験者本人への成績提供の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、令和5年度に行った受験者本人への成績提供の状況は以下のとおりである。

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	提供期間	対象者	提供件数	提供率%	提供期間	対象者	提供件数	提供率%	対象者	提供件数	提供率%
大学卒程度 うち行政事務	5.6.28～	145	11	7.6	5.8.17～	347	176	50.7	492	187	38.0
	5.7.27	108	8	7.4	5.9.19	226	136	60.2	334	144	43.1
大学卒程度 土木(先行実施枠)	5.4.27～				5.6.7～						
	5.5.26	1	0	0.0	5.7.6	17	2	11.8	18	2	11.1
資格免許職	5.10.3～				5.11.8～						
	5.11.2	18	1	5.6	5.12.7	14	3	21.4	32	4	12.5
高校卒程度 うち行政事務	5.10.3～	37	3	8.1	5.11.8～	48	19	39.6	85	22	25.9
	5.11.2	23	3	13.0	5.12.7	32	12	37.5	55	15	27.3
民間企業等 職務経験者	5.10.19～				5.11.30～						
	5.11.20	71	12	16.9	6.1.4	39	8	20.5	110	20	18.2
警察官A (第1回)	5.6.7～5.7.6(但し、共同 試験受験者は6.1.5～6.2.5)	59	1	1.7	5.8.17～						
					5.9.19	152	25	16.4	211	26	12.3
警察官A (第2回)	5.10.3～				5.11.30～						
	5.11.2	1	0	0.0	6.1.4	18	3	16.7	19	3	15.8
警察官B	5.10.3～5.11.2(但し、共同 試験受験者は6.3.15～6.4.15)	16	1	6.3	5.11.30～						
					6.1.4	150	39	26.0	166	40	24.1
学校栄養	5.10.3～				5.11.8～						
	5.11.2	8	3	37.5	5.12.7	7	4	57.1	15	7	46.7
学校事務	5.10.3～				5.11.8～						
	5.11.2	6	0	0.0	5.12.7	32	12	37.5	38	12	31.6
合計		362	32	8.8		824	291	35.3	1,186	323	27.2

2 公文書の開示状況

福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第11条第1項の規定に基づき、令和5年度に行った公文書の開示状況は、次のとおりである。

開示決定日	決定内容	不開示の理由
5.4.19	一部開示	事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和5年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
5. 6. 20	議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
5. 12. 12	議案第20号 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
5. 12. 15	議案第96号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第98号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第99号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第100号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 議案第103号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 議案第104号 福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
6. 2. 15	議案第66号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和5年度中に公布された総務関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
6. 3. 26	第4号	6. 4. 1	○ 定年引き上げに伴い、新たな職として専門監を追加した。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

令和5年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の16区分試験、「資格免許職」試験の2区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の6区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて35区分の試験を実施し、受験申込者総数は1,711名（令和4年度1,794名）、受験者総数は1,353名（令和4年度1,417名）となり、受験申込者総数及び受験者総数ともに前年度を下回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度	4月19日	4月19日～5月19日	6月18日	7月6日～13日 7月27日～8月3日	8月17日
大学卒程度（先行実施枠）	3月1日	3月1日～24日	4月16日	5月16日～18日	6月7日
資 格 免 許 職	4月19日	8月1日～18日	9月24日	10月11日～13日 10月26日～30日	11月8日
高 校 卒 程 度	4月19日	8月1日～18日	9月24日	10月11日～13日 10月26日～30日	11月8日
民間企業等職務経験者	7月11日	7月24日～8月18日	9月24日	11月13日・14日	11月30日
警 察 官 A（第1回）	2月15日	3月1日～4月7日	5月21日	6月30日～7月5日	8月17日
警 察 官 A（第2回）	4月19日	7月24日～8月18日	9月17日	10月26日・27日	11月30日
警 察 官 B	4月19日	7月24日～8月18日	9月17日	10月22日～25日	11月30日
市町村立学校栄養職員	4月19日	8月1日～18日	9月24日	10月11日～13日 10月26日～30日	11月8日
市町村立学校事務職員	4月19日	8月1日～18日	9月24日	10月11日～13日 10月26日～30日	11月8日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験			競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (6.4.1現在)	
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c	合格者数 (名)		競争倍率 (倍)			
大学卒程度	行政事務	137	484	354 (124)	73.1	246 (85)	232 (82)	172 (68)	2.1	131	2.4	139 (50)		
	警察事務	4	34	21 (10)	61.8	14 (6)	13 (6)	4 (0)	5.3	7	5.0	4 (0)		
	農業	20	38	32 (13)	84.2	29 (11)	27 (11)	24 (10)	1.3	21	1.5	22 (9)		
	農業土木	9	16	11 (3)	68.8	9 (3)	8 (3)	8 (3)	1.4	4	2.5	7 (2)		
	林業	12	20	14 (4)	70.0	12 (4)	11 (4)	8 (3)	1.8	14	1.2	7 (3)		
	土木	20	21	11 (2)	52.4	8 (1)	7 (1)	5 (1)	2.2	7	1.7	5 (1)		
	建築	6	9	4 (0)	44.4	4 (0)	3 (0)	3 (0)	1.3	3	1.7	3 (0)		
	化学	13	22	20 (3)	90.9	14 (1)	13 (1)	11 (1)	1.8	7	2.9	10 (1)		
	農芸化学	11	10	7 (4)	70.0	5 (3)	5 (3)	5 (3)	1.4	5	2.0	5 (3)		
	薬学	4	13	9 (6)	69.2	9 (6)	7 (4)	7 (4)	1.3	3	1.3	5 (3)		
	畜産	12	11	10 (6)	90.9	9 (6)	9 (6)	8 (6)	1.3	8	1.8	6 (4)		
	水産	1	7	3 (2)	42.9	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3.0	2	3.5	1 (0)		
	機械	2	4	3 (0)	75.0	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1.5	1	4.0	2 (0)		
	心理	16	7	6 (5)	85.7	5 (4)	5 (4)	2 (2)	3.0	3	1.7	1 (1)		
	福祉	3	23	18 (10)	78.3	11 (5)	11 (5)	8 (3)	2.3	17	1.7	8 (3)		
	(小計)	270	719	523 (192)	72.7	378 (135)	354 (130)	268 (104)	2.0	233	2.2	225 (80)		
		土木(先行実施枠)	8	18	18 (2)	100.0	17 (2)	17 (2)	11 (2)	1.6	14	1.6	7 (1)	
	(大学卒程度計)	278	737	541 (194)	73.4	395 (137)	371 (132)	279 (106)	1.9	247	2.2	232 (81)		
資格免許職	司書	2	24	23 (20)	95.8	8 (8)	7 (7)	2 (2)	11.5	3	6.0	2 (2)		
	栄養士	2	12	10 (9)	83.3	7 (6)	7 (6)	2 (1)	5.0	-	-	2 (1)		
	(小計)	4	36	33 (29)	91.7	15 (14)	14 (13)	4 (3)	8.3	3	6.0	4 (3)		
高校卒程度	行政事務	18	73	65 (24)	89.0	42 (15)	32 (13)	26 (12)	2.5	23	3.0	17 (8)		
	警察事務	4	31	28 (15)	90.3	14 (7)	13 (7)	6 (4)	4.7	11	4.1	3 (2)		
	土木	2	4	4 (1)	100.0	4 (1)	3 (1)	3 (1)	1.3	1	2.0	3 (1)		
	(小計)	24	108	97 (40)	89.8	60 (23)	48 (21)	35 (17)	2.8	35	3.3	23 (11)		
民間企業等職務経験者	行政事務	8	110	91 (25)	82.7	22 (6)	22 (6)	10 (2)	9.1	9	9.2	7 (2)		
	農業土木	2	5	4 (2)	80.0	2 (1)	2 (1)	1 (1)	4.0	1	2.0	1 (1)		
	土木	4	12	8 (0)	66.7	8 (0)	8 (0)	6 (0)	1.3	5	2.2	5 (0)		
	建築	2	1	1 (0)	100.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0	-	-	1 (0)		
	薬学	1	2	2 (2)	100.0	2 (2)	1 (1)	0 (0)	-	-	-	-		
	心理	10	6	5 (2)	83.3	5 (2)	5 (2)	4 (2)	1.3	-	-	3 (2)		
	(小計)	27	136	111 (31)	81.6	40 (11)	39 (10)	22 (5)	5.0	15	6.4	17 (5)		
県職員合計		333	1,017	782 (294)	76.9	510 (185)	472 (176)	340 (131)	2.3	300	2.6	276 (100)		
警察官	(第1回A)	男性・一般	51	294	236	80.3	177	110	63	3.7	64	4.0	27	-
		女性・一般	16	88	77 (77)	87.5	58 (58)	43 (43)	23 (23)	3.3	18	5.5	10 (10)	
		(小計)	67	382	313 (77)	81.9	235 (58)	153 (43)	86 (23)	3.6	82	4.3	37 (10)	
	(第2回A)	男性・一般	10	34	14	41.2	13	9	3	4.7	6	4.3	3	-
		女性・一般	4	15	9 (9)	60.0	9 (9)	9 (9)	2 (2)	4.5	1	6.0	2 (2)	
		(小計)	14	49	23 (9)	46.9	22 (9)	18 (9)	5 (2)	4.6	7	4.6	5 (2)	
	警察官B	男性・一般	51	159	136	85.5	125	117	61	2.2	56	2.4	54	-
		女性・一般	16	46	43 (43)	93.5	34 (34)	33 (33)	20 (20)	2.2	25	2.0	17 (17)	
		(小計)	67	205	179 (43)	87.3	159 (34)	150 (33)	81 (20)	2.2	81	2.3	71 (17)	
	警察官合計		148	636	515 (129)	81.0	416 (101)	321 (85)	172 (45)	3.0	170	3.4	113 (29)	
市町村立学校栄養		2	16	15 (15)	93.8	7 (7)	7 (7)	3 (3)	5.0	3	5.7	3 (3)		
市町村立学校事務		17	42	41 (29)	97.6	35 (25)	32 (20)	19 (14)	2.2	15	3.5	14 (10)		
(総合計)		500	1,711	1,353 (467)	79.1	968 (318)	832 (288)	534 (193)	2.5	488	2.9	406 (142)		

注 表中の()内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行政警察事務 農林土業土木 建築学産産 機	次のいずれかに該当する人 1 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 2 平成14年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	農芸化学	次のいずれかに該当する人 1 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する人と同等の資格があると認める人 2 平成14年4月2日以降に生まれた人で、1の(1)又は(2)に該当する人
	薬学	薬剤師の免許を有する人又は取得見込みの人で、次のいずれかに該当する人 1 昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 2 平成12年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	心理	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、公認心理師の資格を有する人又は取得見込みの人
	福祉	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した人又は令和6年3月末日までに修了見込みの人 4 人事委員会が1、2又は3に該当する人と同等の資格があると認める人
	土木（先行実施枠）	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において土木に関する専門課程を修めて卒業した人で、令和5年4月1日において大学を卒業又は大学院を修了した日の翌日から起算して5年を経過していない人 2 大学において土木に関する専門課程を修めて令和6年3月末日までに卒業見込みの人 3 人事委員会が1又は2に該当する人と同等の資格があると認める人

		受 験 資 格
資格免許職	司 書	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、司書（図書館法によるものに限る）の資格を有する人又は取得見込みの人
	栄 養 士	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人
高校卒業程度	行 政 事 務 事 務 木 警 察 事 務 木 士	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和6年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）
民間企等職務経験者	行 政 事 務 木 農 業 士 木 士	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年7月末日現在)有する人
	建 築	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年7月末日現在)有する人 3 一級建築士の免許を有する人
	薬 学	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年7月末日現在)有する人 3 薬剤師の免許を有する人
	心 理	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年7月末日現在)有する人 3 公認心理師の資格を有する人
警 察 官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)	平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人若しくは令和6年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)	平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人若しくは令和6年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人を除く。）
市町村立学校 栄養職員		平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人
市町村立学校 事務職員		平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和6年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和5年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和5年度における採用選考の状況

給料表	任命権者	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
	標準的な職					
行政職	部（局）長	2				2
	部（局）次長（参事）					
	課長	6	7	1		14
	副課長					
	主任主査（課長補佐）	1				1
	主査（係長）	3	1			4
	上級係員	12				12
	係員	17	3		3	23
	計	41	11	1	3	56
公安職	警視			5		5
	警部			10		10
	警部補			11		11
	巡査部長			18		18
	巡査			17		17
	計			61		61
研究職	部次長					
	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査		1			1
	上級係員			1		1
	係員	2	4			6
	計	2	5	1		8

給料表	任命権者		知事	教育委員会	警察本部	その他	計
	標準的な職						
医療職(一)	部次長						
	課長						
	副課長						
	主任主査					3	3
	主査					9	9
	係員					1	1
	計					13	13
医療職(二)	課長						
	副課長						
	主任主査						
	主査						
	上級係員		1			1	2
	係員		5			1	6
	計		6			2	8
医療職(三)	課長						
	副課長						
	主任主査						
	主査						
	上級係員		7			3	10
	係員		2		1	2	5
	計		9		1	5	15
事務職	主任主査						
	主査						
	上級係員						
	係員						
	計						
医療職	主査						
	上級係員						
	係員						
	計						
教育職	主任主査			2			2
	主査			25			25
	計			27			27
合計			58	43	64	23	188

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

3 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレット及びポスターの作成

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（7,000部）を作成し、各大学・高校等に配布するとともに、事務局、地方振興局、県外事務所等において随時配布した。

また、ポスターを作成し、受験申込受付期間中に首都圏及び県内等の主要駅に掲出した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 「福島県職員セミナー」を対面・オンラインのいずれでも参加可能な形式で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（参加者154名）

イ 「県職員（資格免許職・高校卒程度・民間等職務経験者）・警察官等採用試験説明会」及び「県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用試験説明会」をオンラインで開催した。（2回、参加者253名）

ウ 県が行う事業や課題解決に対する取組について、事業立案におけるプロセスを交えた仕事紹介を行い、参加者との対話や参加者同士のディスカッションができる説明会「福島県庁ジョブトーク」を対面及びオンラインで開催した。（6回（対面3回、オンライン3回）、参加者43名）

エ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を対面・オンラインのいずれでも可能な形式で実施した。（参加者28名）

オ 福島大学で、職務内容等に関する説明会を対面で開催した。（参加者27名）

カ 県内外の大学等の合同説明会等（対面又はオンライン）に参加し、採用試験や職務内容等に関する説明を行った。（延べ15校、参加者236名）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業等主催の合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（14回、参加者246名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトへの情報掲載したほか、民間企業が提供している求人プラットフォームを活用し、求人情報を全国の大学等へオンライン配信した。

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ SNS（X）を活用した広報

ウ テレビ、新聞等による広報

エ スーパー等へのチラシ配置

4 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和5年度中に公布された任用関係の人事委員会規則等は、次のとおりである。

(1) 規則

○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
5. 7. 4	第15号	5. 7. 4	○ 福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験に「建築」及び「心理」の区分試験を追加した。
6. 1. 30	第1号	6. 1. 30	○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験に「行政事務（先行実施枠）」の区分試験を追加した。 ○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験「心理」の受験資格を改めた。 ○ 「福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験」を「福島県職員（職務経験者）採用候補者試験」に改め、受験資格及び試験種目を改めた。

(2) 告示

○ 選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件

告示年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
5. 9. 15	第2号	5. 9. 15	○ 新たに「鉄道」を指定した。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、令和5年10月3日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

I 人事委員会による報告・勧告制度の概要

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を確保するためのものである。

II 職員の給与

職員の給与は、生計費や国・他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、これらに関する本年の状況及び職員の給与改定等に関する検討結果は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は「令和5年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況について調査を行った。

調査対象職員の総数は本年4月1日現在22,702人であり、うち行政職給料表が適用される職員数は5,297人（23.3%）である。また、職員の平均給与月額が395,826円（平均年齢43.4歳）であり、うち行政職給料表が適用される職員の平均給与月額は362,883円（平均年齢41.7歳）である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の867の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した174事業所を対象に「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）についても調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は45.8%（昨年34.1%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.8%（昨年82.9%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は36.9%（同33.5%）、減額となっている事業所の割合は1.6%（同2.0%）となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で50.1%（昨年51.5%）、高校卒で48.8%（同48.8%）となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で55.0%（同44.3%）、

高校卒で56.3%（同43.6%）、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で44.3%（同54.9%）、高校卒で43.3%（同55.8%）となっている。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を3,234円（0.88%）下回った。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、民間のボーナスの年間支給割合は、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.35月分）が民間の特別給を0.11月分下回った。

4 物価及び生計費

本年4月時点の民間における物価等の動向は次のとおりであり、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。

特に、物価については、原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響などにより、継続して上昇していることから、引き続き状況を注視していく必要がある。

(1) 物価

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べて全国で3.5%、福島市で2.8%増加している。

(2) 生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の標準生計費は、次のとおりである。

1人	2人	3人	4人	5人
127,970円	132,790円	171,790円	210,780円	249,790円

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。そのうち、給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

① 月例給については、本年4月分の国家公務員の給与が民間給与を3,869円（0.96%）下回っていることから、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である俸給を引き上げることとした。

② 引上げは、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、大卒者に係る初任給について11,000円、高卒者に係る初任給について12,000円引き上げることとした。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形ですべての級において改定を行うこととした。

(2) 特別給

特別給については、公務の年間の平均支給月数が民間の支給実績（支給割合）を0.09月分下回っていることから、民間の支給状況に見合うよう引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に配分することとした。

(3) 初任給調整手当

国の医療施設に勤務する医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行うこととした。

(4) 在宅勤務手当

職員が在宅勤務等を行う場合の光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員を対象とした在宅勤務手当を新設することとした。

(5) 非常勤職員の給与

非常勤職員の給与について、人事院は、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には非常勤職員の給与についても、常勤職員に準じて改定するよう努める旨を追加した。また、この指針に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導していくこととした。

6 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則（第14条）及び均衡の原則（第24条））に基づき、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮しつつ、職員給与と民間給与の均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

このことを踏まえて上記1から5までの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、本年の給与の改定について以下のとおりとすることが適当と判断した。

ア 月例給

月例給については、本年4月時点で職員給与が民間給与を3,234円（0.88%）下回ったことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容を考慮し、初任給を中心に若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形ですべての級において改定を行い、給料表を平均1.02%引き上げる。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものことから、同月に遡及して実施する。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、本年4月に遡及して実施する。

ウ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

特別給については、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの支給割合を下回ったことから、民間の支給割合に見合うよう、職員の年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.45月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間のボーナスの支給状況等を考慮して、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分を配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和6年度以降においては、6月期及び12月期がそれぞれ均等になるよう配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるとともに、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の支給月数を0.10月分引き上げることとする。

(2) その他の課題

ア 通勤手当

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

イ 在宅勤務手当

人事院は、在宅勤務に係る費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当について勧告した。

在宅勤務に関する給与面での対応については、今後、人事院が策定する在宅勤務の実施に関するガイドラインや他の都道府県の動向等にも注視しながら検討する必要がある。

ウ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年の人事院報告の中で言及した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、本年の勧告と併せて令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を公表した。主な取組事項として、人材の確保や組織パフォーマンスの向上に向けた処遇改善や、働き方やライフスタイルの多様化に対応した手当の見直しなどが示されたほか、給与水準の在り方や65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討を進めることとされている。

本県においても、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら給与制度の整備について検討する必要がある。

エ 公立学校教員の給与

国においては、第5期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）により、真に頑張っている教員が報われるよう、教職調整額の水準や各種手当の見直しなど、教員の処遇改善に向けて検討が進められている。

こうした国の動向を注視するとともに、他の都道府県との均衡を考慮しながら公立学校教員の給与の見直しについて検討する必要がある。

オ 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることを踏まえ、同法の趣旨に沿って、勤勉手当を適切に支給する必要がある。

また、職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定された給与条例適用職員の給与の種類その他の改定の内容を考慮した上で、当該給与条例適用職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定する必要がある。

Ⅲ 人事管理の課題

1 人材の確保・育成

社会の急速な変化により複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、県民全体の奉仕者としての自覚や「福島県をより良くしたい」という情熱はもとより、こうした変化に柔軟に適応できる力を持った有為な人材の確保・育成が極めて重要となっている。

(1) 人材の確保

〔採用試験の現状〕

若年人口の減少や民間企業等の高い採用意欲等を背景に、全国的に公務員志望者が減少しており、本県においても採用試験の受験者は減少傾向にある。県職員（大学卒程度）採用候補者試験では、近年、多くの技術系職種で合格者数が採用予定者数に達しない状況にあるほか、行政事務職でも競争倍率の低下が続いており、有為な人材の確保のためには、より多くの受験者の獲得が課題となっている。

〔本委員会における取組〕

受験者の確保に向けては、本委員会においても、任命権者との連携のもと、採用試験制度の見直しや募集広報活動の強化に取り組んできた。令和5年度の大学卒程度の採用試験においては、これまで技術系職種のみとしていた東京会場の第1次試験を事務系職種にも拡大して実施したところ、事務系職種の受験者は前年度より増加したところである。

しかしながら、採用予定者数の増加により競争倍率は低下していることから、職員の質を確保するため、引き続き、採用選考を取り巻く環境の動向を注視しながら、民間企業等の志望者などこれまでと異なる層にも関心を持ってもらえるように試験制度の見直しに取り組んでいく必要がある。

また、若年人口の減少が進行する現状において、新規学卒者の採用の減少は避けられないことを

認識したうえで、職務経験者の活用も積極的に検討していかなければならない。本県においては、民間企業等職務経験者を対象とした採用試験を実施しているところであるが、当該試験においても受験者が減少傾向にあることから、その見直しも含めて対策を検討していく必要がある。

〔仕事や職場の魅力向上〕

試験制度の検証・見直しに継続して取り組む一方、採用選考における民間企業等との競合が厳しさを増す現状にあっては、根本的な県職員の仕事や職場の魅力の向上が何よりも重要である。任命権者においては、現在進めている働き方改革や業務効率化に関する取組について、職員の声を踏まえながらより進展させ、一人一人の職員がいきいきと能力を発揮できる環境の整備に努めなければならない。そのうえで、インターンシップの機会等を通じて、県職員の仕事の内容やそのやりがいを具体的に発信できるよう工夫していく必要がある。

〔高齢期職員の活用〕

定年の段階的な引上げが開始され、職員も60歳以降の働き方について多様な選択が可能となったところである。任命権者においては、採用を巡る厳しい環境を踏まえたうえで、少しでも多くの高齢期職員にその経験・能力を引き続き県政に活かしていくことを選択してもらえるようにするため、高齢期職員が活躍できる職務内容や人事配置の検討、健康管理を含めた勤務環境の整備等に努めていく必要がある。

〔障がい者の雇用〕

障がい者雇用の促進については、各任命権者において、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な選考を実施するとともに、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を発揮して活躍できるよう、それぞれの障がいに応じた合理的配慮を行うなど、引き続き職場環境の整備に努めていくことが重要である。

(2) 人材の育成

〔若手・中堅職員の育成〕

行政課題が複雑化・高度化する中、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、職員の意識改革や能力の向上に積極的に取り組んでいく必要がある。

そのためには、職員が仕事にやりがいを持ち、能力向上への意欲を高く持てる環境にあることが重要となるが、令和4年度に知事部局において実施した職場満足度調査においては、入庁後5～19年、25～39歳の職員で、他の年代の職員より満足度が低い結果となった。こうした若手・中堅職員が自分の仕事に誇りを持ち、その能力を十分に発揮できるような環境を整備し、組織として育成に取り組んでいかなければならない。

本県においては、復興・再生、新たな災害、新型コロナウイルス感染症への対応等により職員一人一人の業務負担が増大したことで、日々の業務を通じた育成（OJT）を取り巻く環境は厳しい状況が続いてきたが、改めてOJTがその機能を十分に発揮できるよう、その活性化が望まれる。

〔管理職員の役割〕

情報化の進展等により職務遂行・政策決定のスピードアップが求められる一方で、職員の価値観やライフスタイル等が多様化する中において、業務及び人材のマネジメントを担う管理職員の役割の重要性が増している。管理職員においては、業務管理はもとより、日々の業務において、職員のやりがいや職務への貢献意欲を高め、一人一人の能力の底上げに当たるとともに、行政のデジタル変革（DX）や働き方改革にも率先して取り組まなければならない。任命権者は、こうした管理職員に求められるマネジメント能力について、個々の資質や意欲に依拠することなく、新たに管理職員となった者をはじめ、全ての管理職員が必要な能力を身に付けることができるよう、その伸長に資する研修等の充実に努めていく必要がある。

〔人事評価制度〕

職員が仕事のやりがいを実感できるようになるためには、成果を適切に評価される環境にあることが重要である。人事評価制度は、管理職員が部下職員との十分なコミュニケーションを図りながら、能力・実績を適正に評価することにより、職員の能力や意欲の向上につなげるためのツールとして効果的に実施されることが期待される。

〔女性職員の登用〕

女性職員の登用については、知事部局において、令和5年4月時点の管理職層に占める女性職員の割合が12.0%となり、福島県職員男女共同参画推進行動計画に定めた目標値を2年前倒して達成

するなど、本県においても積極的に取組が進められているところである。

しかしながら、教育委員会における教員も含め、全国的には本県の女性職員の登用状況は低い水準にあることから、今後も、様々な場面における意思形成過程で女性の参画拡大が図られるよう、より一層取組を進めていく必要がある。

任命権者においては、引き続き、仕事と育児・介護等の両立支援の充実を図り、男女を問わず、職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、若年時からキャリアパスのモデルを具体的に示すなど、長期的なキャリア形成を意識した人事管理（研修、評価、配置等）により、女性職員の意欲を高め、育成していく必要がある。

2 勤務環境の整備

公務の効率的運営のためには、職員一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送りながら仕事への高い意欲を持ち、その能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備を進めていくことが極めて重要である。また、本県においては、近年、採用試験の受験者数が減少傾向にあることから、有為な人材を確保するためにも魅力ある職場環境づくりが求められる。

このため、長時間労働の是正に努めるとともに、仕事と生活の両立支援や多様で柔軟な働き方の実現等に向けた取組を一層推進する必要がある。

(1) 長時間労働の是正

本委員会の調査によれば、令和4年度の職員の超過勤務時間は、一人当たり月平均21.6時間と依然として高い水準にある。月100時間以上の超過勤務をした職員数は前年度より減少したが、上限時間である月45時間を超える職員の割合は平成30年度以降ほぼ横ばいであり、職員の健康や業務効率への影響が懸念される。

任命権者においては、「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針（令和3年9月策定）」及び「福島県行財政改革プラン（令和4年3月策定）」に基づき、行政のデジタル変革（DX）を推進し、付加価値の高い行政サービスの提供や公務効率の向上を図ることとしている。

また、本年6月策定の「令和5年度超過勤務縮減アクションプログラム」においては、①管理職員の意識向上と業務管理の徹底、②超過勤務の要因整理・分析・検証と「見える化」を重点取組事項に掲げており、管理職員が中心となって超過勤務の要因分析を行い、事務事業全体の見直しや業務の再配分、人員の再配置等により、業務管理の徹底を図ることとしている。加えて、職員自身においても、超過勤務時間を意識した働き方を実践できるよう庶務システムの改修を行うこととしており、これらの取組の着実な実行が求められる。それでもなお恒常的な長時間労働の解消が図られない場合には、業務量に応じた柔軟な職員配置や必要な人員の確保など更なる対応を検討する必要がある。

長時間労働の是正は、仕事と生活の両立の推進や柔軟な働き方の実現を図るうえで前提となる重要な課題である。本委員会としても、勤務条件実態調査や労働基準監督機関としての臨検等を通して、職員の長時間労働の実態を把握しながら、その改善に向け任命権者の取組を支援していく。

(2) 教職員の多忙化解消

学校現場が直面する問題が複雑化・多様化する中で、教職員の働き方改革を推進するため、国や各自治体において様々な取組が行われている。

本県でも教育委員会において、令和3年2月に「教職員多忙化解消アクションプランⅡ（令和3年度～令和5年度）」を策定し、部活動の在り方の見直しや勤怠管理システムの導入などマネジメント体制の改善等により引き続き業務内容の適正化と時間外勤務時間の削減に取り組んでいるところである。さらに、新型コロナウイルス感染症対応など新たに生じた業務による影響等を考慮し、今年度から新たにPBL型（自ら課題を見つけ出し、課題解決につなげる手法）の業務改善手法を導入するなど教職員の多忙化解消に向けた取組を強化している。

多忙化などを背景に教員不足が全国的に深刻化する中、教職員の過度な負担の軽減を図る取組を一層促進することにより、教職の魅力向上とともに、教育の質を高め児童生徒の健やかな成長と自己実現につなげることが期待される。

本委員会としても、計画が確実に実行されるよう、その進捗状況について引き続き注視していく。

(3) 仕事と生活の両立支援

〔仕事と育児の両立支援〕

職員それぞれが仕事と育児を両立し、充実した生活を送りながら働き続けていくために、育児休

業取得回数の制限緩和や子育て休暇の取得対象となる子の範囲の拡大など、各種支援制度が整備・拡充された。

任命権者においては、制度利用促進のための取組を職場全体で積極的に行っており、特に男性職員については、その取組の成果が本委員会の調査結果にも顕著に現れている。

男性職員の育児休業については、令和4年における取得率が44.8%（知事部局62.1%）と昨年の25.2%（知事部局51.2%）から大幅に上昇しており、平成30年以降連続した増加となっている。また、配偶者出産休暇や育児参加のための休暇の取得率なども増加傾向にある。

仕事と育児の両立支援制度の更なる利用促進のため、今後も任命権者において代替職員の確保など支援体制の強化に努めるとともに、育児休業中や復職後の各種支援制度に関する具体的な利用方法を周知するなど丁寧なフォローが求められる。また、職場においても、該当職員の「仕事・子育て両立プラン」の作成や柔軟な業務体制の整備などにより、引き続き制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。

〔年次有給休暇の取得促進〕

本委員会の調査によれば、県全体の令和4年の年次有給休暇取得日数の平均は12.6日で平成25年以降増加傾向にあり、任命権者の積極的な取組が効果を上げている。中でも、警察本部における取得日数は14.3日となり、警察本部が定める取得目標（14日）を達成している。

その一方で、取得が年5日未満の職員も確認されている。年次有給休暇の取得は、職員が心身の健康を保持し、その能力を十分に発揮していくうえで重要であり、公務能率の向上にも資するものである。企業等において年次有給休暇の年5日取得が義務づけられていることも踏まえ、引き続き確実かつ計画的な取得促進に努める必要がある。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

人事院が設置した「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の在り方に関する研究会」の最終報告が本年3月に取りまとめられ、フレックスタイム制の拡充、テレワークの適切な運用、勤務間インターバルの確保や夏季休暇の使用可能期間の拡大などによる柔軟な働き方についての提言がなされた。

本県においても在宅勤務などの柔軟な働き方を推進しており、知事部局では令和4年6月にサテライトオフィスの設置場所を追加したほか、知事部局及び教育委員会では本年7月から通年での時差出勤を正式に導入した。

令和4年度に知事部局が実施した職場満足度調査によれば、在宅勤務制度について、重点改善分野として検討が必要な事項とされている。また、本年の人事院報告によると、テレワーク実施に係る勤務管理や運用上の考え方などを整理し、本年中にガイドラインを策定することが予定されていることから、本県においても今後の動きを注視する必要がある。

ワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや価値観が多様化する中で、職員の事情や希望に応じた働き方を尊重することが今後一層求められることを見据え、国及び他の地方公共団体の動向を注視しながら、更なる制度の充実について検討していく必要がある。

(5) 心身の健康保持

本委員会の調査によれば、令和4年度の長期病気休暇等取得者のうち、心の疾病を原因としているものは6割を超え、増加傾向にある。

休暇期間等の更新や復職後の再取得も確認されており、不調に至った後の職務復帰の難しさが窺われる。

不調の未然防止と早期対処のため、管理職員は日頃から機会を捉えて職員の状況把握に努める必要がある。また、ストレスチェックの活用を積極的に周知し、職員自身の気付きを促して早期受診につなげることも有効である。加えて、所属においては、休暇等取得職員の職務復帰が円滑に行われるよう、職員の状況に応じたきめ細やかな対応が求められる。

職員の健康については、今後増加が見込まれる高齢期職員を含め、職員自身による健康保持や職場全体の理解促進につながる意識啓発をさらに推進していくことが望まれる。

(6) ハラスメントの防止

ハラスメントは、能力の発揮を妨げ、人格や尊厳を傷つける許されない人権侵害であり、被害を受けた者の心身の健康を害するだけでなく、職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼすものである。

任命権者においては、ハラスメント防止に関する指針等に基づき、相談体制の整備や研修等により必要な対策を講じているものの、依然としてハラスメントを理由とする懲戒処分事案が発生しており、また、本委員会の人事行政相談窓口にもハラスメントに関する相談が寄せられている。

本委員会としても、相談窓口の周知に加え、ハラスメントが深刻な状態に陥ることを防ぐため関係機関と連携しながら必要な対応を行っているところであるが、ハラスメント防止には、職場などを含めた、職員のより身近な場所での適切な早期対応が欠かせない。

個人が尊重され、その能力を安心して十分に発揮できる職場づくりのために、今後も管理職員をはじめとする職員全体の意識啓発や実効性のある研修の実施等により、強い意志を持ってあらゆるハラスメントの根絶に取り組む必要がある。

3 公務員倫理の徹底

本年に入り職員の逮捕事案が相次ぎ、県民の県政に対する信頼は大きく損なわれた。職員全体が公務員としての倫理観を問われている中で、一人一人が一連の不祥事を自分事として深刻に受け止め、今一度内省する必要がある。

職員は、県民全体の奉仕者として、高い倫理意識と厳正な服務規律の保持が求められるとともに、公正で誠実な職務遂行を通し県民の信頼を得て、初めて公務員としての役割を果たすことが可能となることを改めて認識すべきである。

任命権者においては、入札制度等監視委員会の提言や全庁的な意見照会等を踏まえ策定した再発防止策の徹底や、職員面談、不祥事案の事例検討の実施等により職員の意識啓発に組織全体で取り組み、信頼回復に努めている。

今後も総合的かつ不断の取組によりコンプライアンスを徹底し、職員一人一人が公務員として適切な判断力を身につけ、真摯に職務に向き合い、組織全体でその責務を全うすることが強く求められる。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、福島未来を創り出していくため日々職務に精励し、また、震災からの復興・再生や人口減少対策をはじめ、急激に変化する社会情勢の中で生じる多くの困難な課題に対し、全力で挑戦を続けている。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第1 令和5年4月の民間給与との比較による給与改定等

1 給料表の改定

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額を415,600円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) 下記(イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(イ) 下記(イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.4875月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のイについては令和5年12月1日から、第1の2の(2)のウについては令和6年4月1日から実施すること。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

令和5年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
5. 12. 28	第17号	5. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改正した。 ○ 初任給調整手当（医師・歯科医師） 条例の改正に伴い、医師及び歯科医師に係る手当額を改正した。
		5. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤勉手当（成績率） 支給割合の改定に伴い、令和5年12月期の成績率の上限に係る特例を規定した。
		6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤手当 ガソリン価格の上昇等に伴い、各距離区分ごとの手当額を改正した。 ○ 勤勉手当（成績率） 支給割合の改定に伴い、令和6年6月期以降の成績率の上限を改定した。 ○ 勤勉手当（除算期間） 令和6年6月期から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、除算期間の規定を改正した。 ○ 初任給調整手当（獣医師） 条例の改正に伴い、獣医師に係る手当額を改正した。
6. 3. 29	第5号	6. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料の特別調整額 警察本部の組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
		6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料の調整額 動物愛護センターに勤務する獣医師に係る調整数を新設した。 ○ 初任給調整手当 獣医師に対する初任給調整手当について、60歳を超えて給料月額7割措置が適用される職員の手当額を改正した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
5. 12. 28	第18号	5. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改正した。
6. 3. 29	第6号	6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間学級担当手当 令和6年4月の福島市公立夜間中学校の開校に伴い、夜間学級担当手当を新設した。
			<ul style="list-style-type: none"> ○ へき地手当等 義務教育学校の設置等に伴い、支給対象学校を改正した。
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 寒冷地手当 市町村立学校の廃止に伴い、支給対象学校を改正した。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
5. 12. 28	第19号	5. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 給料表の改定に伴い、降格時号給対応表を改正した。
6. 3. 29	第7号	6. 4. 1	○ 等級別職務表 組織改編に伴い、等級別職務表を改正した。

○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
5. 12. 28	第20号	5. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 給料表の改定に伴い、降格時号給対応表を改正した。

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
5. 7. 11	第16号	5. 7. 11	○ 感染症防疫等作業手当 「新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例」を廃止した。
6. 3. 29	第8号	6. 3. 25	○ 夜間等特殊業務手当 警察本部の組織改編等に伴い、支給対象機関を改正した。
		6. 4. 1	○ 夜間等特殊業務手当 警察本部の勤務体制の変更に伴い、支給対象機関を改正した。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和5年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区 分	書面調査(令和5年5月)
部 局 名	
知 事 部 局	146
教 育 委 員 会	137 (19)
警 察 本 部	65
議 会 ・ 各 委 員 (会)	6
合 計	354 (19)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (令和5.4.1現在)

(単位：人)

区 分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の うち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の うち 会 計 年 度 任 用 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,837	4,528	2,309	127	122	5	1,180	455	725
教 育 委 員 会	6,873	3,854	3,019	48	46	2	918	455	463
警 察 本 部	4,124	3,493	631	7	7	0	189	143	46
議 会 ・ 各 委 員 (会)	98	68	30	3	3	0	6	0	6
合 計	17,932	11,943	5,989	185	178	7	2,293	1,053	1,240

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和 5. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

区 分 部 局 名		付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限の利用	
知 事 部 局	本 庁	33	0	33	33	0	33
	出 先	95	15	110	109	1	110
	計	128	15	143	142	1	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	60	56	116	114	2	116
	計	70	56	126	124	2	126
警 察 本 部	本 庁	33	3	36	26	10	36
	出 先	7	22	29	8	21	29
	計	40	25	65	34	31	65
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	82	3	85	75	10	85
	出 先	162	93	255	231	24	255
	合 計	244	96	340	306	34	340

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31）

（単位：時間）

区 分 部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	22.2	20.3	20.6	19.1	17.9	20.3	19.8	19.2	20.0	17.2	18.6	23.3	19.9
教 育 委 員 会	19.9	15.0	16.1	15.0	9.6	17.0	17.0	14.8	12.3	12.2	14.2	17.8	15.1
警 察 本 部	23.1	24.3	24.6	25.1	22.7	23.4	26.2	25.3	26.2	27.7	25.8	24.5	24.9
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	15.4	18.8	25.1	21.6	13.5	21.2	22.2	10.6	13.5	10.5	10.0	16.1	16.6
全 平 均	22.4	21.6	22.0	21.3	19.3	21.3	22.3	21.3	22.0	21.2	21.2	23.4	21.6

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

区 分 部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	710	544	568	522	449	565	553	488	555	454	515	776	6,699
	15.7	12.0	12.6	11.6	10.0	12.6	12.3	10.9	12.4	10.1	11.6	17.4	12.4
教 育 委 員 会	71	38	55	60	9	82	47	49	33	34	32	62	572
	11.7	6.3	9.1	10.0	1.5	13.7	7.8	8.1	5.5	5.7	5.3	10.3	7.9
警 察 本 部	90	123	114	109	52	96	189	165	213	296	235	171	1,853
	2.5	3.4	3.2	3.1	1.4	2.7	5.2	4.6	5.9	8.2	6.5	4.6	4.3
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	5	5	8	9	4	7	5	3	3	2	1	4	56
	8.3	8.3	13.3	15.3	6.7	11.7	8.3	5.1	5.1	3.4	1.7	6.8	7.8
全 平 均	876	710	745	700	514	750	794	705	804	786	783	1,013	9,180
	9.8	8.0	8.4	7.9	5.8	8.5	8.9	7.9	9.0	8.8	8.8	11.3	8.6

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（令和4.4.1～令和5.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	20 (12)	0 (0)	20 (12)
教育委員会	68 (2)	1 (0)	69 (2)
警察本部	1 (0)	0 (0)	1 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	89 (14)	1 (0)	90 (14)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（令和4.4.1～令和5.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	1 (1)	0 (0)	1 (1)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	38 (0)	1 (0)	39 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	39 (1)	1 (0)	40 (1)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（令和4.4.1～令和5.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	7 (0)	0 (0)	7 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	7 (0)	0 (0)	7 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	812	16,240	16,046	7,501	9.2	23.2
	非管理職	4,537	90,717	78,731	54,892	12.1	32.4
	合計	5,349	106,957	94,777	62,393	11.7	30.9
教育委員会	管理職	425	8,500	8,397	2,960	7.0	17.5
	非管理職	5,401	107,258	96,341	69,489	12.9	34.1
	合計	5,826	115,758	104,738	72,449	12.4	32.9
警察本部	管理職	151	3,000	2,976	2,212	14.6	37.0
	非管理職	3,696	73,646	70,097	52,713	14.3	36.7
	合計	3,847	76,646	73,073	54,925	14.3	36.7
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	285	9.8	24.6
	非管理職	61	1,212	1,127	749	12.3	32.0
	合計	90	1,792	1,707	1,034	11.5	29.6
合計	管理職	1,417	28,320	27,999	12,958	9.1	23.0
	非管理職	13,695	272,833	246,296	177,843	13.0	34.3
	合計	15,112	301,153	274,295	190,801	12.6	33.2

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和 4 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、会計年度任用職員を除くため、31 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	3	115	362	214	94	21	3
	非管理職	25	333	1,436	1,281	850	558	54
	合計	28	448	1,798	1,495	944	579	57
教育委員会	管理職	8	135	183	72	19	8	0
	非管理職	47	460	1,205	1,424	1,434	794	37
	合計	55	595	1,388	1,496	1,453	802	37
警察本部	管理職	0	2	17	54	59	18	1
	非管理職	5	135	597	1,191	1,253	488	27
	合計	5	137	614	1,245	1,312	506	28
議会・各委員(会)	管理職	0	3	12	8	5	1	0
	非管理職	0	7	17	17	9	9	2
	合計	0	10	29	25	14	10	2
合計	管理職	11	255	574	348	177	48	4
	非管理職	77	935	3,255	3,913	3,546	1,849	120
	合計	88	1,190	3,829	4,261	3,723	1,897	124

カ 病気休暇の取得状況(令和4.1.1～令和4.12.31)

区分		私傷病	公務災害
部局名			
知事部局	日時	19,464	214
	実人数	2,858	68
教育委員会	日時	17,105	430
	実人数	469	67
警察本部	日時	11,154	475
	実人数	409	38
議会・各委員(会)	日時	278	0
	実人数	70	0
合計	日時	48,001	1,119
	実人数	3,806	173
	実人数	3,639	70

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(令和4.1.1～令和4.12.31)

(単位：日、時間(分)、人)

区分		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	子育て(男性)	子育て(女性)
部局名											
知事部局	日時	5,145	266	372	102	47	/	/	/	1,842	1,180
	実人数	63	110	99	20	39	4	5	18	822	434
教育委員会	日時	6,490	154	169	92	96	/	/	/	1,866	2,648
	実人数	77	71	50	27	55	0	4	2	820	759
警察本部	日時	2,486	476	794	59	53	/	/	/	2,132	705
	実人数	32	162	169	9	16	1	0	1	851	152
議会・各委員(会)	日時	0	5	10	0	0	/	/	/	20	12
	実人数	0	2	2	0	1	0	0	0	169	137
合計	日時	14,121	901	1,345	253	196	/	/	/	5,860	4,545
	実人数	172	345	320	56	111	5	9	21	2,506	1,352

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区 分		不妊治療 (男性)	不妊治療 (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	13	11	122	32	235	25,785	6	1	249	6,259
		37	296	324	205		(4.9)		0		16,676
	実人数	9	14	41	16	61	5,252	5	1	96	3,662
教 育 委 員 会	日 時	7	67	397	576	183	27,501	4	1	497	14,048
		9	119	769	904		(4.9)		0		15,434
	実人数	3	18	143	192	52	5,685	1	1	205	4,738
警 察 本 部	日 時	10	2	40	10	158	19,156	0	1	200	6,324
		0	2	4	1		(5.0)		0		3,768
	実人数	4	1	13	4	57	3,839	0	1	89	3,076
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	0	1	6	5	0	413	0	0	15	87
		0	63	0	34		(4.9)		0		333
	実人数	0	1	2	1	0	88	0	0	5	60
合 計	日 時	30	81	565	623	576	72,855	10	3	961	26,718
		46	480	1,097	1,144		(4.9)		0		36,211
	実人数	16	34	199	213	170	14,864	6	3	395	11,536

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業				部分休業		休職				
		自己啓発 等休業	大学院修 学休業	配偶者同 行休業	同 業	修学部分 休業	高齢者部 分休業	私傷病	公務	専従休職	分限条例第 2条第1号 の規定によ る休職	その他 の休職
知事部局	日	275	/	59	/	/	9,066	168	607	0	242	
	分	/	/	/	26,828	10,860	/	/	/	/	/	
	人数	1	/	1	3	1	47	1	2	0	1	
教育委員会	日	90	0	0	/	/	4,698	0	730	0	0	
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/	
	人数	1	0	0	0	0	25	0	2	0	0	
警察本部	日	0	/	0	/	/	1,658	0	0	0	0	
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/	
	人数	0	/	0	0	0	8	0	0	0	0	
議会・各委員(会)	日	0	/	0	/	/	0	0	183	0	0	
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/	
	人数	0	/	0	0	0	0	0	1	0	0	
合計	日	365	0	59	/	/	15,422	168	1,520	0	242	
	分	/	/	/	26,828	10,860	/	/	/	/	/	
	人数	2	0	1	3	1	80	1	5	0	1	

ケ 育児休業・育児部分休業の状況 (令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	169	190	26,707	63	7,408	417,745
	(116)	(79)	(3,457)	(2)	(132)	(6,060)
教育委員会	137	149	30,270	17	1,825	100,570
	(81)	(18)	(1,595)	(1)	(242)	(7,260)
警察本部	190	135	15,920	12	1,432	98,760
	(165)	(75)	(1,042)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	2	3	229	0	0	0
	(2)	(1)	(23)	(0)	(0)	(0)
合計	498	477	73,126	92	10,665	617,075
	(364)	(173)	(6,117)	(3)	(374)	(13,320)

注1 「対象者」とは、令和4年以内に子どもが生まれた職員の人数である。

注2 「使用者」とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(令和3年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、令和4年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	824	3
教育委員会	849	2
警察本部	965	1
議会・各委員(会)	13	1
合計	2,651	7

注 「対象者」とは、令和4年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	108	日	
	時	134	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
教育委員会	日	148	日	
	時	0	時	
	分		分	13,560
	人数	2	人数	1
警察本部	日	65	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	3	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	321	日	
	時	134	時	
	分		分	13,560
	人数	9	人数	1

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和4年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,207 人	4,832 人	6,085 人
	受 診 者 (B)	2,183 人	4,794 人	5,880 人
	有 所 見 者 (C)	1,556 人	4,514 人	1,223 人
	受 診 率 (B/A)	98.9%	99.2%	96.6%
	有 所 見 率 (C/B)	71.3%	94.2%	20.8%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,339 人	5,568 人	134 人
	受 診 者 (B)	1,332 人	5,548 人	133 人
	有 所 見 者 (C)	915 人	4,416 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	99.5%	99.6%	99.3%
	有 所 見 率 (C/B)	68.7%	79.6%	1.5%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,564 人	2,636 人	2,509 人
	受 診 者 (B)	1,555 人	2,631 人	2,496 人
	有 所 見 者 (C)	1,278 人	2,401 人	2,078 人
	受 診 率 (B/A)	99.4%	99.8%	99.5%
	有 所 見 率 (C/B)	82.2%	91.3%	83.3%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	23 人	80 人	47 人
	受 診 者 (B)	22 人	80 人	47 人
	有 所 見 者 (C)	14 人	78 人	1 人
	受 診 率 (B/A)	95.7%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	63.6%	97.5%	2.1%
合 計	対 象 者 (A)	5,133 人	13,116 人	8,775 人
	受 診 者 (B)	5,092 人	13,053 人	8,556 人
	有 所 見 者 (C)	3,763 人	11,409 人	3,304 人
	受 診 率 (B/A)	99.2%	99.5%	97.5%
	有 所 見 率 (C/B)	73.9%	87.4%	38.6%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(令和4.1.1～令和4.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
教育委員会	46	2	48
警察本部	62	4	66
議会・各委員(会)	0	0	0
合計	136	20	156

セ 安全衛生管理体制(令和5.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	19	14	19	18
	労働基準監督署	4	4	8	7	14	14	14	14
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	66	65	66	66
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	24	23	24	24
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	109	102	109	108
	労働基準監督署	4	4	8	7	14	14	14	14

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	33	33
	労働基準監督署	16	16	13	13
教育委員会	人事委員会	0	0	45	45
警察本部	人事委員会	0	0	12	12
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	92	92
	労働基準監督署	16	16	13	13

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和5年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
5. 6. 2	第12号	5. 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、カーボンニュートラル推進監を追加した。 ○ 別表第1及び別表第2について、職の列記方法を変更した。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
6. 2. 27	第2号	6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て休暇の取得事由の一つである看護の対象範囲を、「職員の養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」から「子、配偶者又はその他の2親等内の親族」に拡大した。 ○ 夏季休暇の使用可能期間を「7月1日から9月30日」から「6月1日から10月31日」に拡大した。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
6. 2. 27	第3号	6. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の派遣先公益的法人として、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団を追加した。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和5年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	総合衛生学院	12号	人事委員会	令和5年3月31日
廃止	梁川高等学校	12号	人事委員会	令和5年3月31日
廃止	保原高等学校	12号	人事委員会	令和5年3月31日
廃止	二本松工業高等学校	12号	人事委員会	令和5年3月31日
廃止	安達東高等学校	12号	人事委員会	令和5年3月31日
廃止	塙工業高等学校	12号	人事委員会	令和5年3月31日
廃止	耶麻農業高等学校	12号	人事委員会	令和5年3月31日
廃止	田島高等学校	12号	人事委員会	令和5年3月31日
決定	伊達高等学校	12号	人事委員会	令和5年4月1日
決定	二本松実業高等学校	12号	人事委員会	令和5年4月1日

(2) 令和5年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部	消防学校
			生活環境部	環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部	衛生研究所(支所(2))
			商工労働部	テクノアカデミー(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(2))
			農林水産部	農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会	教育センター、図書館、美術館、博物館、特別支援教育センター、学校(95)※1
			警察本部	警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部	建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所
	4号	旅客貨物運送	生活環境部	只見線管理事務所
			土木部	福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部	保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会	視覚・聴覚・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	知事部局本庁	
	総務部	地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部	消防防災航空センター
	企画調整部	ふたば復興事務所
	保健福祉部	食肉衛生検査所
	商工労働部	計量検定所
	農林水産部	農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部	ダム管理事務所(1)、あぶくま高原道路管理事務所
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会	
	教育委員会	教育事務所(7)
	警察本部	警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(小名浜海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和5年7月27日から9月4日

調査対象所属：10カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：25人（10所属×1所属あたり1～3人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員等の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和5年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和5年12月20日から令和6年1月23日

調査対象所属：8カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、勤務条件実態調査結果及び昨年度の臨検対象所属のうち長時間労働の状況改善が見られなかった所属を基に選定

調査項目：長時間労働の要因及び業務内容の状況、業務量の縮減や効率化の取組状況、
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 1件（知事部局1件）

衛生管理者 34件（知事部局5件、教育委員会14件、警察本部15件）

産業医 1件（教育委員会1件）

(5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（令和4年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（令和4年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和5年度36協定届 122件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 0件

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日以上平均賃金支払が必要となる所、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定した場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 2件（知事部局1件、教育委員会1件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和5年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和5年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和6年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

検査区分	事業所名	種類	基数	検査年月日	検査証交付年月日	使用目的・変更内容
落成検査	ハイテクプラザ	繊維熱処理装置	1	5.6.26	5.6.26	繊維熱処理加工

イ 性能検査の状況

区分	ボイラー合格基数	第一種圧力容器合格基数
計	39	16

ウ 報告等の状況

区分	事業所名	基数	届出年月日
ボイラー廃止報告	テクノアカデミー郡山	1	5.12.8
第一種圧力容器休止報告	会津農林高等学校	1	5.7.19
	福島明成高等学校	1	5.8.31

エ ボイラー等の設置状況（令和6年3月31日現在）

区分 任命権者	ボイラー		第一種圧力容器		クレーン		備考
	事業所数	基数	事業所数	基数	事業所数	基数	
知事	4	9	6	13	0	0	
教育委員会	29	35	6	6	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	36	50	12	19	0	0	

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和5年度末（令和6年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 76団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	22団体		

第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

令和5年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							全部認容	一部認容	棄却			
給与												
旅費												
勤務時間												
休暇												
執務環境		1	1									1
厚生福利												
転任												
任用												
セクシュアルハラスメント												
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント												
パワーハラスメント												
その他												
計		1	1									1

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							全部認容	一部認容	棄却			
給与												
旅費												
勤務時間												
休暇		1	1									1
執務環境												
厚生福利												
転任												
任用												
セクシュアルハラスメント												
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント												
パワーハラスメント												
その他												
計		1	1									1

(2) 完結事案一覧表

ア 県分
なし

イ 委託分
なし

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めたときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

令和5年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給										
	降任										
	休職										
	分限免職										
懲戒処分	戒告										
	減給										
	停職	1		1							1
	懲戒免職										
転任											
その他											
計	1		1								1
再 審											

イ 委託分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給										
	降任										
	休職										
	分限免職										
懲戒処分	戒告										
	減給										
	停職										
	懲戒免職										
転任											
その他	1	2	3	3						3	0
計	1	2	3	3						3	0
再 審		1	1	1						1	0

(2) 完結事案一覧表
ア 県分
なし

イ 委託分

事案名等	請求者	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
令和3(審)第1号	市町村職員	市町村長	再審請求	令和5年11月7日	却下
令和5年3月10日付け 不服申立	市町村職員	—	その他	令和5年4月26日	却下
令和5年7月28日付け 不服申立	市町村職員	—	その他	令和5年12月26日	却下
令和5年7月28日付け 不服申立	市町村職員	—	その他	令和5年12月26日	却下

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

令和5年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況

令和5年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

所属団体	相談件数
県	22
市 町 村	16
一 部 事 務 組 合	4
不 明 (匿 名 相 談 等)	1
合 計	43

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

相談内容	相談方法	面接	電話	手紙	F A X	メール	計
給 与	与		3			3	6
旅 費	費						
勤 務 時 間	時 間		5				5
休 暇	暇						
執 務 環 境	環 境						
厚 生 福 利	福 利						
服 務	務		1			2	3
転 任	任		1			1	2
任 用	用		6				6
人 事 評 価	評 価						
セ ク ハ ラ	ハ ラ		1				1
育 児 等 又 は 介 護 に 関 する ハ ラ ス メ ン ト	ス メ ン ト		2				2
パ ワ ハ ラ	ハ ラ	1	10	1		1	13
い じ め ・ 嫌 が ら せ	嫌 が ら せ		4			1	5
そ の 他	他						
合 計	計	1	33	1		8	43

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

相談内容	処理状況	制度の 説明	助言	当局へ 伝達	調査	指導	話し合い	あっせん	打ち切り	その他	計
給 与	与	2	1	3							6
旅 費	費										
勤 務 時 間	時 間	1	2	1						1	5
休 暇	暇										
執 務 環 境	環 境										
厚 生 福 利	福 利										
服 務	務	3									3
転 任	任		2								2
任 用	用		3	3							6
人 事 評 価	評 価										
セ ク ハ ラ	ハ ラ			1							1
育 児 等 又 は 介 護 に 関 する ハ ラ ス メ ン ト	ス メ ン ト		2								2
パ ワ ハ ラ	ハ ラ	1	9	3							13
い じ め ・ 嫌 が ら せ	嫌 が ら せ		4	1							5
そ の 他	他										
合 計	計	7	23	12						1	43

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第2条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和5年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
福島県立高等学校教職員組合	令和5年4月7日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和5年4月7日	役員及び従たる事務所の所在地の変更
自治労福島県職員労働組合	令和5年4月10日	役員の変更
福島県学校事務労働組合	令和5年4月10日	役員の変更
白河地方広域市町村圏整備組合	令和5年5月2日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和5年5月18日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和5年7月11日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和5年7月11日	役員の変更
只見町職員労働組合	令和5年7月11日	役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和5年7月19日	役員の変更
自治労柳津町職員労働組合	令和5年8月17日	規約及び役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和5年9月19日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和5年10月2日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和5年10月19日	役員の変更
浅川町職員組合	令和5年10月30日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和5年12月5日	役員の変更
自治労塙町職員労働組合	令和5年12月5日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和5年12月5日	規約及び役員の変更
金山町職員組合	令和5年12月12日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和5年12月12日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	令和5年12月12日	役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和5年12月14日	役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和5年12月21日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和5年12月21日	役員の変更
自治労広野町職員組合	令和5年12月21日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和5年12月26日	規約及び役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和6年1月9日	役員の変更
天栄村職員労働組合	令和6年1月15日	役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和6年1月25日	役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	令和6年1月26日	役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	令和6年1月29日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和6年2月2日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和6年2月16日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和6年2月28日	役員の変更
西会津町職員労働組合	令和6年3月5日	役員の変更
南会津地方環境衛生組合	令和6年3月5日	役員の変更
自治労柳津町職員労働組合	令和6年3月5日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労新地町職員労働組合	令和6年3月7日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	令和6年3月7日	規約及び役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	令和6年3月7日	規約及び役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和6年3月8日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和6年3月8日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和6年3月8日	役員の変更
自治労西郷村職員労働組合	令和6年3月11日	役員の変更
玉川村職員労働組合	令和6年3月11日	役員の変更
自治労矢祭町職員組合	令和6年3月19日	役員の変更
福島県学校事務労働組合	令和6年3月21日	役員の変更
下郷町職員労働組合	令和6年3月25日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和6年3月26日	役員の変更

なお、令和5年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	法 人 格 の 有 無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42.1.21	〃	
富岡町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42.1.21	〃	
玉川村職員労働組合	42.1.21	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
平 田 村 職 員 組 合	42. 1. 21	有	
自 治 労 浪 江 町 職 員 組 合	42. 2. 10	〃	
自 治 労 新 地 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
大 熊 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
天 栄 村 職 員 組 合	42. 2. 28	〃	
只 見 町 職 員 労 働 組 合	42. 3. 28	〃	
自 治 労 鏡 石 町 職 員 労 働 組 合	42. 5. 30	〃	
自 治 労 双 葉 町 職 員 組 合	42. 6. 20	〃	
自 治 労 飯 舘 村 職 員 労 働 組 合	42. 6. 29	〃	
自 治 労 葛 尾 村 職 員 組 合	42. 8. 5	無	
自 治 労 棚 倉 町 職 員 労 働 組 合	42. 10. 6	有	
自 治 労 東 白 衛 生 職 員 労 働 組 合	43. 12. 21	〃	
自 治 労 国 見 町 職 員 労 働 組 合	48. 3. 7	〃	
自 治 労 伊 達 市 職 員 労 働 組 合	48. 4. 20	〃	
泉 崎 村 職 員 労 働 組 合	48. 7. 30	〃	
川 内 村 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 桑 折 町 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 矢 祭 町 職 員 組 合	49. 7. 8	〃	
中 島 村 職 員 労 働 組 合	49. 8. 5	〃	
伊 達 地 方 衛 生 処 理 組 合 職 員 労 働 組 合	49. 10. 3	〃	
自 治 労 西 郷 村 職 員 労 働 組 合	50. 2. 15	〃	
自 治 労 柳 津 町 職 員 労 働 組 合	50. 6. 21	〃	
自 治 労 白 河 地 方 広 域 市 町 村 圏 整 備 組 合 職 員 労 働 組 合	51. 2. 16	〃	
鮫 川 村 職 員 労 働 組 合	51. 10. 29	〃	
南 会 津 地 方 環 境 衛 生 組 合 職 員 労 働 組 合	52. 10. 13	〃	
自 治 労 会 津 美 里 町 職 員 労 働 組 合	63. 3. 7	無	
自 治 労 広 野 町 職 員 組 合	平 2. 2. 28	〃	
福 島 県 学 校 事 務 労 働 組 合	4. 6. 20	有	
矢 吹 町 職 員 労 働 組 合	30. 11. 28	無	
計 58 団 体		50 団 体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和5年度の改正等はそのとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和5年福島県人事委員会規則第11号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 福島イノベーション・コースト構想推進監 カーボンニュートラル推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動を共にする者に限る。） 同室政策調査課の主幹及び副課長 財務総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査 守衛長 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
只 見 線 管 理 事 務 所	所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所長 次長
障 が い 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精神保健福祉センター	所長 次長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務部長 部(室)長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水産海洋研究センター	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水産資源研究所	所長 副所長 事務長
内水面水産試験場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長(県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。)
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
教 育 本 部	
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長 事務長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長 事務長
博 物 館	館長 副館長 事務長
県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長

機 関	職
選挙管理委員会事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監査委員事務局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

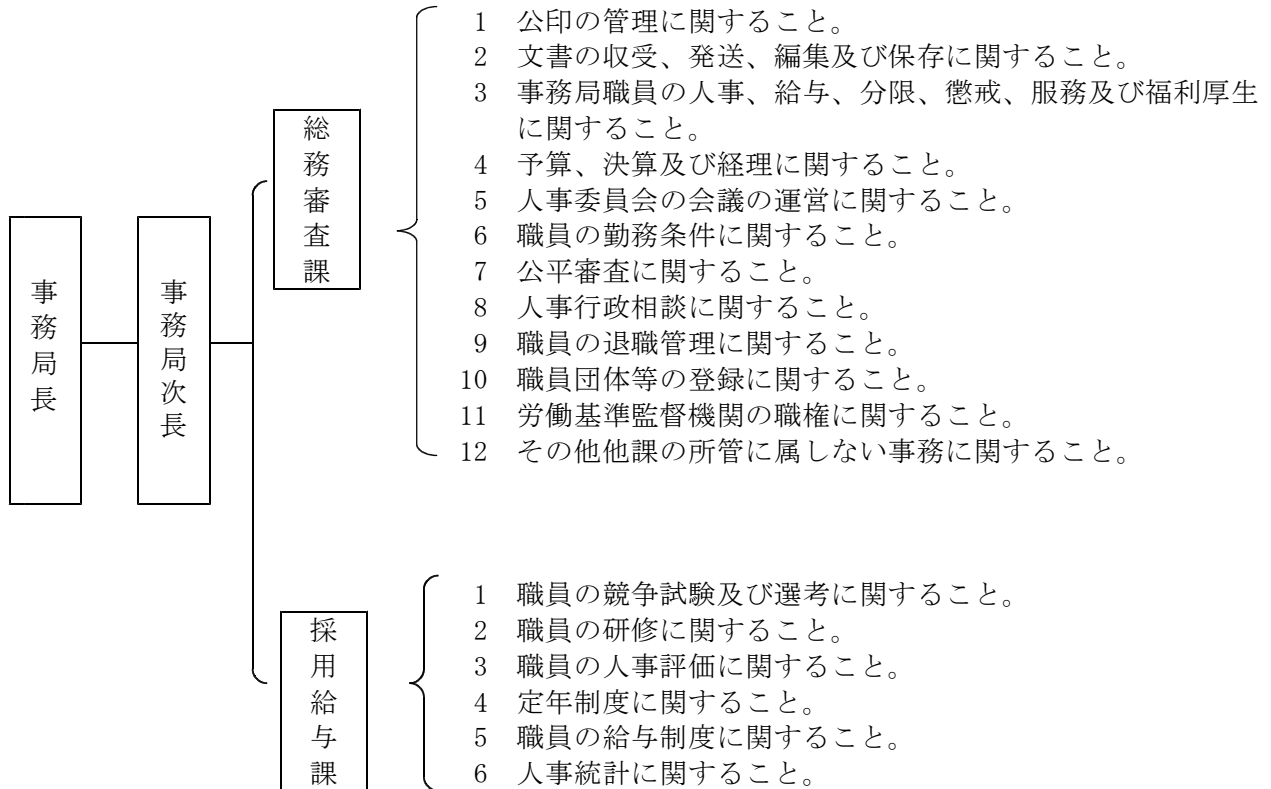
○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	改正団体名
5. 7. 4	第13号	5. 7. 4	須賀川市、相馬市、只見町、西郷村、埴町、大熊町、田村広域行政組合

第11 その他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



2 事務局職員名簿

(令和6年4月1日現在)

職名	氏名	
事務局 長	紺野 香里	
事務局 次長	濱津 篤	
総務 審査 課	課長 主幹兼副課長 十二所 倫子	
	主任主査 主査 副主査 副主査	千葉 涼子 氏家 美樹 (併)大越 基弘 荒井 巧 (併)橋本 政靖 (併)渡邊 孝康
	課長 主幹兼副課長	二瓶 博昭 吉田 光江
	主任主査 副主査 副主査 副主査 主事 主事	箭内 桃子 (併)武内 瑛奈 鈴木 佑也 (併)三瓶 史也 菊池 暁慶 高嶋 慶

3 諸会議の開催状況

令和5年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
5.5月		委員長・事務局長会議（書面開催）
5.6.29	第131回総会（東京都）	
5.7.6～7	公平審査事務研修会（北海道）	
5.8.31		委員・事務局長合同会議（秋田県）
5.9.4		給与事務会議（山形県）
6.2月		任用事務会議（書面開催）
6.2.9		給与事務研修会（青森県）